

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS協定)附属書Bの5(a) に基づくものです。

抗菌性飼料添加物の指定の取消しについて

下記のとおり、抗菌性飼料添加物の指定の取消しを予定していますので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
抗菌性飼料添加物の指定の取消しについて
- 2 対象品目
エフロトマイシン
- 3 趣旨及び目的
エフロトマイシンは製造及び輸入がされておらず、今後も使用の見込みがないことから、飼料添加物としての指定を取り消す。
- 4 適用予定日
未定
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 4546
FAX 03-3502-8275
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された日から60日間